【利用者負担段階について（参考)】

第 1 段階	【本人】 ・生活保護受給者の方 ・老齢福祉年金受給者で世帯全員の市町村民税が非課税の方 ・本人の預貯金などの合計額が 1 千万円以下の方 【配偶者】 ・市町村民税が非課税で夫婦の預貯金などの合計額が 2 千万円以下の方
第 2 段階	【本人】 ・世帯全員の市町村民税が非課税で、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が 80 万円以下の方 ・本人の預貯金などの合計額が 650 万円以下の方 【配偶者】 ・市町村民税が非課税で夫婦の預貯金などの合計額が 1,650 万円以下の方
第 3 段階 ①	【本人】 ・世帯全員の市町村民税が非課税で、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が 80 万円～120 万円以下の方 ・本人の預貯金などの合計額が 550 万円以下の方 【配偶者】 ・市町村民税が非課税で夫婦の預貯金などの合計額が 1,550 万円以下の方
第 3 段階 ②	【本人】 ・世帯全員の市町村民税が非課税で、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が 120 万円を超える方 ・本人の預貯金などの合計額が 500 万円以下の方 【配偶者】 ・市町村民税が非課税で夫婦の預貯金などの合計額が 1.500 万円以下の方
第 4 段階	【本人】 ・課税世帯の方 ・預貯金などの合計額が上記金額を超える方 【配偶者】 ・本人は第 1～3 段階の方で、配偶者が課税、または夫婦の預貯金などの合計額が上記金額を超える方

※ 詳細は保険者となっている市区町村へお問い合わせ下さい。